

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

募集要項

令和8年3月3日

高松市

目 次

I	募集要項について	1
II	特定事業の選定に関する事項	2
1	事業内容	2
III	応募に関する条件	5
1	応募事業者の構成	5
2	応募事業者の備えるべき参加資格要件	5
3	市内企業の事業参画	8
4	参加資格の喪失	8
IV	事業者の募集及び選定に関する事項	10
1	募集及び選定の方法	10
2	事業者選定の手順及びスケジュール	10
V	応募に関する事項	11
1	募集手続等	11
2	応募に関する留意事項	14
3	提案上限額	15
VI	優先交渉権者の決定	16
1	優先交渉権者の決定	16
2	優先交渉権者の通知・公表	16
3	事業者を選定しない場合	16
VII	提案に関する条件	17
1	事業フレーム	17
2	業務の委託	17
3	事業者の収入	18
4	事業実施状況及びサービス水準の監視	19
5	保険	19
6	市と事業者の責任分担	19
7	財務書類の提出	20
VIII	契約に関する事項	21
1	基本協定の締結	21
2	事業契約の締結	21
3	融資金融機関との協議	22
IX	その他	23
1	基本協定に違反した場合の取扱い	23
2	特定事業の選定の取消し	23

3	事業の継続が困難となった場合における措置.....	23
4	情報公開及び情報提供.....	23
5	募集要項等に関する問い合わせ先.....	23
別紙1	図書の貸与について.....	24
1	貸与する図書.....	24
2	申込手続.....	24
3	受取及び返却.....	24
別紙2	第2回現地見学会の実施概要及び留意事項.....	26
1	第2回現地見学会実施期間.....	26
2	第2回現地見学会対象施設.....	26
3	第2回現地見学会実施日程.....	26
4	見学方法.....	26
5	見学箇所.....	26
6	参加申込方法.....	26
7	現地見学当日の留意事項.....	27

I 募集要項について

この募集要項（以下「募集要項」という。）は、高松市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づき特定事業として選定した「高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するため、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、実施方針（令和 7 年 11 月 25 日公表）及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答（令和 8 年 2 月 3 日公表）を反映し、一部変更している。

したがって、本事業に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、「募集要項」、「要求水準書」、「事業者選定基準」、「様式集」、「基本協定書（案）」、「事業契約書（案）」（以下「募集要項等」という。）の内容を踏まえ、応募することとする。

なお、実施方針等、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答及び募集要項等に相違がある場合の優先順位は、事業契約書（案）に定めるものとする。

II 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

(2) 公共施設の管理者

高松市長 大西 秀人

(3) 事業の目的

市は、近年の夏場の猛暑下における児童生徒の体調管理や熱中症予防への対策として、また、良好な学習環境づくり、災害発生時の避難施設としての十分な活用等を目的として、休校を除く、市立の全小・中学校の主要な体育館（以下「対象施設」という。）に、空調設備及び換気設備（以下「空調設備等」という。）を新たに設置する。また、空調設備等の設置効果を十分に発揮させることや老朽化等への対応のため、対象施設の屋根改修を併せて実施する。

本事業はPFI法に基づく事業として実施し、対象施設の空調設備等に係る設計、施工、工事監理及び維持管理を、また、屋根改修についても設計、施工及び工事監理を一体的に実施することで、民間事業者の技術やノウハウ等を最大限に活用し、短期間に対象施設の環境向上を実現することにより学校間の公平性を確保したうえで、効率的かつ効果的な運用により市の財政負担が縮減されることを目的とする。

(4) 事業の対象施設

本事業は、市立の全小・中学校（休校を除く）を対象とし、対象施設数の内訳は以下のとおりである。

種別	対象施設数		
	空調設備等設置	屋根改修	空調設備等維持管理
小学校	43 箇所	16 箇所	45 箇所
中学校	21 箇所	8 箇所	21 箇所
合計	64 箇所	24 箇所	66 箇所

※空調設備等設置は、全小・中学校 66 か所のうち、64 箇所を対象とし、小学校 2 箇所は、市が別途設置する。

※対象施設一覧及び所在地、概要は、要求水準書の別紙を参照すること。

(5) 事業の内容

①事業方式

本事業は、PFI法に基づき、本事業を実施する者として選定された事業者が、市と事業契約を締結し、事業者が空調設備等設置及び屋根改修の設計、施工及び工事監理を行い、市に所有権を移転した後、事業期間を通じて維持管理業務を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

②事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（令和8年12月下旬を予定）から、令和27年3月31日までの18年3か月間とする。

③事業の範囲

本事業の対象となる業務の範囲は、以下のとおりとする。

なお、空調設備等設置及び屋根改修について具体的な業務の内容及び詳細は、要求水準書を参照すること。

ア 設計業務

- (ア) 設計のための事前調査業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) その他付随する業務

イ 施工業務

- (ア) 施工のための事前調査業務
- (イ) 施工業務
- (ウ) 整備に伴う一切の工事
- (エ) 施工完了後の市への所有権移転業務
- (オ) その他付随する業務

ウ 工事監理業務

- (ア) 施工に係る工事監理業務
- (イ) その他付随する業務

エ 維持管理業務

- (ア) 空調設備等の維持管理のための事前調査業務
- (イ) 空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務
- (ウ) 空調設備等に係る緊急時対応業務
- (エ) 空調設備等の運用に係るデータ計測及び記録業務
- (オ) 空調設備等の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- (カ) 空調設備等の法定点検業務
- (キ) その他付随する業務

※維持管理業務は空調設備等のみを対象とし屋根改修は対象外とする。

なお、「エネルギー供給業務」は、事業者の業務範囲外とする。

④エネルギーの種別

空調設備等の運転に必要なエネルギーの種別については、市が学校ごとの種別を設定する。

学校ごとの種別は要求水準書の別紙を参照すること。

⑤事業スケジュール（予定）

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

- 基本協定の締結 : 令和8年9月
- 事業契約の締結 : 令和8年12月

○事業期間

- ・設計・施工期間 : 事業契約締結日～令和12年3月31日
- ・維持管理期間 : 令和9年4月1日～令和27年3月31日

※維持管理は、空調設備等のみを対象とする。

※令和9年度の維持管理は、市が別途設置する小学校2施設のみとする。

令和10年度以降は、上記2施設と前年度までに設置を完了した対象施設を対象とする。

事業区分	業務区分	事業スケジュール
空調設備等設置	設計・施工期間	契約締結日～ 令和12年3月31日
	維持管理期間	令和9年4月1日～ 令和27年3月31日
屋根改修	設計・施工期間	契約締結日～ 令和12年3月31日

なお、各対象施設における整備スケジュールの想定は、要求水準書の別紙を参照すること。

III 応募に関する条件

1 応募事業者の構成

(1) 応募事業者の構成と定義

応募事業者は、II 1 (5) ③に示す業務を担う法人を含むグループ（以下「応募グループ」という）とし、以下に定義する構成企業及び協力企業で構成されるものとする。

構成企業	応募グループを構成する法人で、SPCに出資を行い、SPCから業務を直接受託又は請け負う者
協力企業	応募グループを構成する法人で、SPCには出資を行わず、SPCから業務を直接受託又は請け負う者

(2) 構成企業の明示

本事業に応募する場合には、あらかじめ応募グループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続等を行うこと。また、資格審査確認書類等の提出時には、応募グループの構成企業及び協力企業について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

応募グループの構成企業又は協力企業が、II 1 (5) ③に示す複数業務を兼ねて実施することは妨げないが、同一の対象施設における施工業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている又は当該企業と雇用関係にある場合をいう（以下同じ）。

(4) 複数応募の禁止

応募グループの構成企業及び協力企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業になることはできない。

また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募グループの構成企業又は協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約締結後、選定されなかった応募グループの構成企業又は協力企業が、事業予定者の構成企業又は協力企業から業務を受託することは可能とする。

(5) 応募事業者の変更及び追加

本事業への応募の意思を表明した応募事業者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 応募事業者の備えるべき参加資格要件

応募グループの構成企業及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない。当該要件を満たしていない応募事業者の参加は認めない。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。
- ② 公表の日から契約締結の日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 参加資格確認基準日において納期の到来した市税、法人税（参加表明者が個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑦ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 審査委員会の委員又は委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連があるものでないこと。
- ⑨ 本事業についてアドバイザー業務に関連している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・株式会社汎設計
 - ・弁護士法人御堂筋法律事務所

(2) 個別の参加資格要件

応募グループの構成企業及び協力企業のうち、以下の①～⑤の各業務を行うものは、以下に掲げる各要件を満たすこと。

なお、当該公募型プロポーザル方式の公表の日時点において、令和 8 年度を対象期間とする高松市入札参加資格者名簿に登録されていない場合、信用確認のため、名簿登録申請時に登録希望者に求めることとしている書類等を提出し、承認が得られた場合は、名簿への登録に関する要件を満たすものとする。

①設計業務を行う者

(ア) 令和 7・8 年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、構成企業又は協力企業のうち 1 社以上は、市内企業（市内企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。以下同じ。）として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所として登録されていること。

(ウ) 建築士法に基づく一級建築士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き 3 か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。

- (エ) 構成企業又は協力企業のうち1社以上は、平成22年度（2010年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「空調設備等の設計実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。
- (オ) 構成企業又は協力企業のうち1社以上は、平成22年度（2010年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「屋根（長尺金属板又は折板）の設計実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

②施工業務を行う者

- (ア) 令和7・8年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
なお、構成企業又は協力企業のうち1社以上は、市内企業として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（有効期限内に限る）の交付を受けた者であること。
- (ウ) 構成企業又は協力企業のうち1社以上は、建設業法第3条第1項の規定による「管工事」又は「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、平成22年度（2010年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「空調設備等の施工実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。
- (エ) 構成企業又は協力企業のうち1社以上は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を受けており、かつ、平成22年度（2010年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「屋根（長尺金属板又は折板）の施工実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

③工事監理業務を行う者

- (ア) 令和7・8年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
なお、構成企業又は協力企業のうち1社以上は、市内企業として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (イ) 建築士法に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (ウ) 建築士法に基づく一級建築士の資格をもち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社社員を有していること。
- (エ) 構成企業又は協力企業のうち1社以上は、平成22年度（2010年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「空調設備等の工事監理実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。
- (オ) 構成企業又は協力企業のうち1社以上は、平成22年度（2010年度）以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した「屋根（長尺金属板又は折板）の工事監理実績（新築、増築、改築又は改修）」を有していること。

④維持管理業務を行う者

- (ア) 令和8・9・10年度高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
なお、構成企業又は協力企業のうち1社以上は、市内企業として、競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

- (イ)対象施設において設定されたエネルギー方式での運用に必要となる資格を持ち、参加資格確認基準日において引き続き3か月以上の雇用関係がある、常勤の自社工員を有していること。
- (ウ)構成企業又は協力企業のうち1社以上は、平成22年度(2010年度)以降に完了した、国又は地方公共団体が発注した①(エ)に掲げる「1年以上の維持管理の実績」を有していること。

⑤上記以外の業務を行う者

- (ア)令和7・8年度高松市建設工事競争入札参加資格者名簿、令和7・8年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿、又は、令和8・9・10年度高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

3 市内企業の事業参画

本事業の実施にあたって、構成企業及び協力企業は、市内企業を積極的に加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間満了までの間、必要な資器材、飲食物、消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。

4 参加資格の喪失

(1) 参加資格の喪失

応募事業者が、参加資格確認基準日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、以下のとおり取扱うものとする。

①参加資格確認基準日から提案書提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

応募グループの構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、参加資格を喪失しなかった企業(以下「残存企業」という。)のみ又は参加資格を喪失した企業(以下「喪失企業」という。)と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、応募グループの再構成を市に申請し、提案書の提出日までに市が認めた場合は、引き続き有効とする。(この場合における参加資格確認基準日は、応募グループの再構成を市に提出した日とする。)

また、残存企業のみで応募グループの再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。

②提案書提出日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする。(なお、「提案書提案書の提出日までに市が認めた場合」は、「優先交渉権者決定日までに市が認めた場合」に読み替える。)

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。

③優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

応募グループの構成企業又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、市は仮契約を締結しない又は、仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない又は仮契約を解除しても、市は一切の責を負わない。

ただし、残存企業のみ又は喪失企業と同等の能力・実績を有する新たな企業を構成企業又は協力企業として加えたうえで、応募グループの再構成を市に申請し、市が認めた場合は、再構成後の応募グループと仮契約を締結できるものとする。（この場合における参加資格確認基準日は、応募グループの再構成を市に提出した日とする。）

また、残存企業のみで応募グループの再構成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める応募事業者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこと。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、仮契約を解除するものとする。

IV 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業は、事業者に設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮したうえで、市が支払うサービス対価の額に加え、事業者の設計、施工、工事監理、維持管理等に関する高度な知識や技術力、豊富な経験、創意工夫等の独創性を備えた業務遂行能力、資金調達能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2 事業者選定の手順及びスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下を予定している。

日程	事業者選定手続き等
令和8年3月3日	募集要項等の公表
令和8年3月4日から 4月22日まで	図書貸与の申込受付
令和8年3月11日から 3月13日まで	第2回現地見学会（詳細提案校※）の申込受付
令和8年3月18日、19日	第2回現地見学会（詳細提案校※）の開催
令和8年3月24日から 3月26日まで	募集要項等に関する第1回質問の受付
令和8年4月28日まで	募集要項等に関する第1回質問の回答の公表
令和8年5月11日から 5月13日まで	参加表明書の受付
令和8年5月29日まで	参加表明書の審査結果の通知
令和8年6月2日から 6月4日まで	募集要項等に関する第2回質問の受付
令和8年7月1日まで	募集要項等に関する第2回質問の回答の公表
令和8年7月31日まで	提案書の受付
令和8年8月24日（予定）	事業提案審査（ヒアリング等）
令和8年9月上旬	優先交渉権者の決定・公表
令和8年9月下旬	基本協定の締結
令和8年10月下旬	仮事業契約の締結
令和8年12月下旬	事業契約の締結（市議会の議決）

※本事業における事業者の選定にあたり設計等の詳細な提案を求める栗林小学校、花園小学校、勝賀中学校の3校を指す。

詳細は、「別紙2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項」を参照すること。

V 応募に関する事項

1 募集手続等

(1) 図書の貸与

市は、本事業における事業者の選定にあたり、希望者に対して、事業者が検討・提案を行ううえで必要と考えられる対象施設の参考図書及び要求水準書においてデータ配布となっているものを貸与する。

なお、詳細は「別紙1 図書の貸与について」を参照すること。

(2) 第2回現地見学会（詳細提案校）の開催

本事業における事業者の選定にあたり、事業者からの提案を求める詳細提案校を対象とした現地見学会を開催する。

なお、詳細は「別紙2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項」を参照すること。

第2回現地見学会 （詳細提案校） 日時・場所	令和8年3月18日（水）・19日（木） 時間及び場所については別紙2を参照すること。
参加者	本事業への参画を検討している事業者（1社4名まで）
参加申込期間	令和8年3月11日（水）午前9時から 令和8年3月13日（金）午後5時まで
参加申込方法	・ 「第2回現地見学会（詳細提案校）参加申込書（様式1-1）」及び「第2回現地見学会（詳細提案校）対象施設別参加希望票（様式1-2）」に必要事項を記入のうえ、高松市教育局総務課学校施設整備室まで、電子メールで提出すること。 ・ 提出先は本募集要項末尾のIX5の問合せ先を参照すること。 ・ 市は参加申込メール受信後、受信が完了したことを電子メールで返信する。令和8年3月16日（月）正午までに返信がない場合は、学校施設整備室まで連絡すること。
留意事項	現地では資料を配布しないため、本市ホームページに掲載している募集要項等を持参すること。
質疑応答	現地において、質疑回答の時間は設けない。

(3) 募集要項等に関する第1回質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

①受付期間

令和8年3月24日（火）から令和8年3月26日（木）午後5時まで

②受付方法

「募集要項等に関する質問書（第1回）（様式1-3）」に記入のうえ、高松市教育局総務課学校施設整備室まで電子メールでエクセルファイル添付にて提出すること。

なお、メール件名には「募集要項等に関する第1回質問（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

提出先は IX 5 の問合せ先を参照すること。

③回答の公表

募集要項等に記載の内容に関する質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、質問を行った者の企業名は公表しない。

また、本市において、質問者の意図を変えない範囲で内容を編集した上で、回答を公表する場合がある。

(4) 参加表明書類の受付

参加資格審査に関する提出書類（様式 2-1 から様式 2-12 及び添付書類）を以下の通り提出すること。

①受付期間

令和 8 年 5 月 11 日（月）から 5 月 13 日（水）午後 5 時まで

②提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により、高松市教育局総務課学校施設整備室まで提出すること。

持参の場合は、各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）の間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着のこと。

提出先は IX 5 の問合せ先を参照すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果を令和 8 年 5 月 29 日（金）までに代表企業に対して通知する。

(6) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

本事業の事業者選定に際して、参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について「審査結果等に関する説明要求書（様式 3-3）」により市に説明を求めることができる。

①受付期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から 6 月 5 日（金）午後 5 時まで

②提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により、高松市教育局総務課学校施設整備室まで提出すること。

持参の場合は、各日午前 9 時から午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）の間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着のこと。

提出先は IX 5 の問合せ先を参照すること。

③参加資格がないと認めた理由の回答

市は上記（6）に係る回答を令和8年6月12日（金）までに代表企業に対して行う。

（7）募集要項等に関する第2回質問の受付及び回答

募集要項等の内容等に関する第2回質問を以下のとおり受け付ける。

①受付期間

令和8年6月2日（火）から6月4日（木）午後5時まで

②提出方法

「募集要項等に関する質問書（第2回）（様式1-4）」に記入の上、高松市教育局総務課学校施設整備室まで、代表企業が取りまとめて、電子メールでのエクセルファイル添付にて提出すること。

なお、メール件名には「募集要項等に関する第2回質問（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

提出先はIX5の問合せ先を参照すること。

③回答の公表

募集要項等に関する第2回質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する。

なお、質問を行った者の企業名は公表しない。

また、本市において、質問者の意図を変えない範囲で内容を編集した上で、回答を公表する場合がある。

（8）応募を辞退する場合

参加資格が確認された者が応募を辞退する場合は、提案書受付日の前日までに「辞退届（様式3-1）」を高松市教育局総務課学校施設整備室に持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）の間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着のこと。

提出先はIX5の問合せ先を参照すること。

（9）提案書等の受付

応募事業者は、次により「事業提案書」及び「価格提案書」等（以下「提案書等」という。）を次の要領により市に提出すること。

提案書等の作成方法については、様式集に従うこと。

なお、応募事業者から提出された提案書等に疑義がある場合には、応募事業者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、応募事業者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

また、応募事業者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、提案書等と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

①提案書等受付期限

令和8年7月31日（金）午後5時

②提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により、高松市教育局総務課学校施設整備室まで提出すること。

持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く）の間とする。郵送の場合は、提出期間中に必着のこと。

提出先は IX 5 の問合せ先を参照すること。

（10）ヒアリング等

市は、応募事業者に対し、令和8年8月24日（月）（予定）に提案書等の内容に関するヒアリング等を実施する。

具体的な実施方法・時間等は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 応募に関する留意事項

（1）募集要項等の承諾

応募事業者は、提案書等の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容（募集要項等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募事業者の負担とする。

（3）使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（4）著作権

提案書等の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、以下の場合、提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- ① 事業者選定過程等の説明を目的とする場合
- ② 高松市情報公開条例（平成12年条例第39号）に基づく請求に基づき、公開する場合
- ③ その他、市が本事業において公表等を必要と認める場合（優先交渉権者の提案書等に限る。）

（5）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募事業者が負うこととする。

(6) 提案書等の取扱い

提出された提案書等については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 事業者の募集、評価及び選定の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、事業者の募集、評価及び選定ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募事業者の談合（連合）の疑い、不正不穏行動等により募集及び選定を公正に執行できないと認められるときには、募集及び選定を延期し、又は取りやめることがある。

(9) 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

なお、優先交渉権者決定後において、当該優先交渉権者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

- ① 応募事業者に必要な資格のない者が応募したもの
- ② 虚偽の参加資格審査申請を行った者が応募したもの
- ③ 提案書等が所定の日時までに到着しないもの
- ④ 同一の応募事業者から複数の提案書等が出されたもの
- ⑤ 提案書等に必要な記名押印のないもの
- ⑥ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑦ 代表企業の代理人が応募する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑧ 応募事業者が明らかに協定して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑨ その他応募に関する条件に違反したもの

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、事業者の募集、評価及び選定にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 提案上限額

本事業の提案上限額は、7,992,055千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、市の算定根拠は公表しない。

VI 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

審査は、事業者選定基準に従い資格審査及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は「事業者選定基準」に示す。

提案審査のうち、性能評価及び価格評価については、透明性・公平性及び競争性を確保するため、学識経験者等により構成する高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業実施事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が審査を行い、最優秀提案者を決定する。

市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2 優先交渉権者の通知・公表

優先交渉権者決定後、速やかに、すべての代表企業に対して通知する。

また、審査結果及び審査講評については、高松市ホームページに掲載し、公表する。

3 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に応募事業者がいない場合、又はいずれの応募グループの提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合がある。

特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに高松市ホームページに掲載し、公表する。

VII 提案に関する条件

1 事業フレーム

(1) 事業の遂行

令和12年3月31日までに、空調設備等設置及び屋根改修に係る設計・施工等を完了の上、市に引き渡すこととする。

なお、募集要項等、提案書等及びその他、市と事業者で合意した内容の業務を確実に行うこと。

(2) 債権の取扱い

①債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が市に対して有する支払請求権（債権）は一体不可分とする。

また、事業者が債権を譲渡することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

②債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が市に対して有する債権に対し、質権を設定すること及びこれを担保提供することはできない。ただし、市の承諾を得た場合には、この限りではない。

(3) 協議事項

①法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

②財政上及び金融上の支援に関する事項

財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行することとする。

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

③その他の支援に関する事項

市が支払う設計・施工等の対価の一部には、交付金（空調設備整備臨時特例交付金）、市債（緊急防災・減災事業債等）を充当することを予定しているため、事業者は市の申請手続きに協力するものとする。

2 業務の委託

事業者は、提案書等に示したとおり、構成企業又は協力企業に事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、提案書等に示していない第三者に業務の一部に限って委託又は請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

また、施工業務に関しては、建設業法第22条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守す

るものとする。

3 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。

(1) 事業者の収入

市は、事業者との間で締結する事業契約書に従い、事業者が提供したサービスの対価として、設計業務、施工業務、工事監理業務等に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払う。

支払方法、支払時期等については、事業契約書（案）「別紙 11 サービス対価の算定、支払及び改定方法」を参照すること。

①設計・施工等のサービス対価

設計・施工等のサービス対価については、交付金（空調設備整備臨時特例交付金）、市債（緊急防災・減災事業債等）の充当を予定している。

設計・施工等のサービス対価は、市が、当該年度に予定する全ての対象施設について事業者が施工を完了し、市の完工確認等の手続きを経て、年度末に、事業者と施工が完了した整備項目に係る目的物引渡書を取り交わした対象施設分について、事業者からの請求を受けてから 40 日以内に全額を一括して支払う。

②維持管理のサービス対価

維持管理のサービス対価については、市が、令和 9 年度から事業期間終了まで各年度分を、年度毎の維持管理業務完了後に事業者が提出する年度業務実績報告書に対する市のモニタリング終了後に、事業者からの請求を受けてから 30 日以内に一括して支払う。

また、各年度に支払うサービス対価の金額は、維持管理のサービス対価総額（S P C 設立費を除く）を支払い回数（18 回）で除した金額とし、年度ごとに均等に支払う。

なお、S P C 設立費は令和 9 年度のサービス対価と合わせて支払う。また、端数が生じる場合は令和 9 年度のサービス対価の支払いにおいて調整することとする。

区分・支払方法は下表のとおりとする。

事業区分	対価区分	対価の支払方法
空調設備等 設置	空調設備等設置に係る 設計・施工等のサービス対価	・ 令和 9 年度から令和 11 年度において、毎年度、設置が完了した施設に係る対価を一括して支払う。
	維持管理のサービス対価	・ 令和 9 年度は、市が設置する 2 施設分のみを維持管理の対象とする。 ・ 令和 10 年度以降は、上記 2 施設と前年度に引渡し完了した空調設備等を維持管理の対象とする。

事業区分	対価区分	対価の支払方法
		<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス対価は令和9年度から令和26年度において、毎年度、当該年度分を一括して支払うこととする。 ・ サービス対価の金額は、維持管理のサービス対価総額（SPC設立費を除く）を支払い回数で除した金額とする。 ・ なお、SPCの設立に必要な費用は令和9年度のサービス対価と合わせて支払う。
屋根改修	屋根改修に係る設計・施工等のサービス対価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和9年度から令和11年度において、毎年度、改修が完了した施設に係る対価を一括して支払う。

4 事業実施状況及びサービス水準の監視

(1) 市による監視

市は、事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた義務を確実に履行し、要求水準書に規定された要求水準を達成していることを確認する。

モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は、事業者の負担とする。その他、市が行う作業等に必要な費用は、市の負担とする。

なお、募集要項等、提案書等に基づいて事業契約書に定められた性能等が維持されていないことが判明した場合、サービス対価の減額を行うことがある。詳細は、事業契約書（案）を参照すること。

(2) 事業期間中の事業者と市の関わり

- ① 本事業は、事業者の責において遂行される。また、市は（1）のとおり、事業実施状況について確認を行う。
- ② 市は、原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて各業務を担当する企業と直接、連絡調整を行う場合がある。
- ③ 資金調達上の必要性、事業の継続性の確保の関係から、一定の重要事項について、市は事業者に資金を提供する金融機関と協議することがある。

5 保険

事業契約書（案）を参照すること。

6 市と事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最もよく管理することができる者

が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指す。

したがって、各業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び募集要項等に基づくものとし、応募事業者は負担すべきリスクを想定したうえで提案書等を提出すること。

7 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。

また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

VIII 契約に関する事項

1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、優先交渉権者の決定後速やかに募集要項等及び提案書等に基づいて基本協定を締結する。

2 事業契約の締結

(1) 契約手続き

- ①市は、(5)において示すSPCと、基本協定書に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業契約（仮契約）を締結する。
- ②事業契約（仮契約）は、当該契約に関する議案が高松市議会の議決を経た場合に本契約の効力が生ずる。
- ③契約に関する議案は令和8年12月に開催予定の高松市議会に提出する予定である。
- ④優先交渉権者の構成企業及び協力企業が、優先交渉権者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合がある。

(2) 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき設計業務、施工業務、工事監理業務及び維持管理業務に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

なお、維持管理業務の詳細の仕様については、提案書等、要求水準書及び事業契約書に定められた水準に基づき、市と協議の上、作成し、業務開始までに市の承諾を得ること。

(3) 契約金額

契約金額は、事業者が提案した見積額に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

(4) 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

(5) SPCの設立

事業者は、事業契約（仮契約）の締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社としてSPCを設立しなければならない。

SPCの設立にあたっての要件は以下のとおりとする。

- ①SPCの本店の所在地は、高松市内とする。
- ②構成企業は当該会社に対して、出資すること。なお、代表企業はSPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。
- ③構成企業以外のものが、当該会社に出資することは可能だが、構成企業以外の者の出資は、SPC議決権株式の50%未満でなければならない。
- ④SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ⑤SPCの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(6) 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は、事業契約上の地位及び権利義務について譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

また、株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

3 融資金融機関との協議

事業者は、市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関」という。）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。

かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- ①市が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項
- ②事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の市の書面による承諾に関する事項
- ③融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の市との協議に関する事項

IX その他

1 基本協定に違反した場合の取扱い

基本協定締結後、当該協定に違反し、若しくは、事業者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは提案等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、基本協定で定める対応を行うほか、市が実施する事業者の募集、評価及び選定等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

2 特定事業の選定の取消し

事業者の募集、評価及び選定において、応募事業者がない、又はいずれの応募事業者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

3 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約書(案)に定める。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 募集要項等に関する問い合わせ先

募集要項等に関する問合せ先は以下のとおりとする。

担 当：高松市教育局総務課学校施設整備室

住 所：〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電 話：087-839-2612 (直通)

F A X：087-839-2615

E-mail：kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>

別紙1 図書の貸与について

募集要項V1（1）に基づく図書の貸与に関する要項は次のとおりである。

1 貸与する図書

対象施設に関する情報提供等のため、対象施設に関する以下の参考図書、及び要求水準書においてデータ配布となっているものを次のとおり希望者に貸与する。

○参考図書

- ・対象体育館図示図面（全対象施設）
- ・単線結線図
- ・都市ガス供給図
- ・電気・ガス消費量一覧（令和6年度実績、令和7年度実績（12月分まで））

なお、参考図書は、あくまで参考として貸与するものであり、参考図書の内容と実際の対象施設の状況との整合や事業者が行う業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではないことに留意すること。

2 申込手続

（1）申込期間

令和8年3月4日（水）から令和8年4月22日（水）午後5時まで

（2）申込方法

図書の貸与を希望する企業は、「図書の貸与申込書（様式1-5）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入（押印不要）のうえ、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

なお、メール件名には「図書貸与に関する申込（会社名）」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

図書の貸与申込書のファイル形式はエクセルとする。

申込の提出先はIX5の問合せ先を参照すること。

3 受取及び返却

（1）受取期間

令和8年3月6日（金）から令和8年4月24日（金）

貸出時間：土日祝を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）まで

※ただし、受取希望日の前々日（土日祝を除く）までに申込すること。

（2）受取方法

図書の受取にあたっては、「図書の貸与誓約書（様式1-6）」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入・押印の上、参考図書の受領時に提出すること。

市は、当該押印済誓約書と引換えに参考図書の貸与を行う。

(3) 返却日

貸与された図書は令和8年5月13日（水）午後5時までに、IX5に示す「募集要項等に関する問合せ先」の窓口に戻却すること。

なお、訪問にあたっては、事前に市に訪問予定時刻について連絡し、調整したうえで、約束した時刻に訪問すること。

別紙2 第2回現地見学会の実施概要及び留意事項

募集要項V1(2)に基づき、本事業への参画を検討している事業者を対象に、本事業における事業者の選定にあたり設計等の詳細な提案を求める対象施設(詳細提案校)の現地見学を実施する。

第2回現地見学会(詳細提案校)は、以下のとおりとする。

1 第2回現地見学会実施期間

令和8年3月18日(水)・19日(木)

2 第2回現地見学会対象施設

対象施設は、次の3校とする。

○第2回現地見学会(詳細提案校)対象施設

- ・栗林小学校(高松市栗林町2-10-7)
- ・花園小学校(高松市花園町2-7-7)
- ・勝賀中学校(高松市香西南町565)

3 第2回現地見学会実施日程

月日(曜日)	時間	学校名称
令和8年3月18日(水)	10時00分～11時30分	勝賀中学校
	13時00分～14時30分	花園小学校
	14時50分～16時20分	栗林小学校

※令和8年3月19日(木)は予備日とし、実施する場合の時間は上記と同じとする。

4 見学方法

- ・見学会の当日は、指定された対象施設に指定時刻に集合し、見学を開始する。
- ・各対象施設間の移動手段は各参加者において手配すること。
- ・指定日及び指定時間以外の見学はできないものとする。
- ・各対象施設で1つの時間帯に受け入れることができる参加者は、1社あたり4名までとする。

5 見学箇所

各対象施設内、対象施設周り、敷地周り、分電盤、受変電設備等を見学対象とする。
また、市が指定する隣接校舎の窓や鉄骨階段等から屋根面を確認することができる。

6 参加申込方法

第2回現地見学会への参加を希望する企業は、「第2回現地見学会(詳細提案校)参加申込書(様式1-1)」及び「第2回現地見学会(詳細提案校)対象施設別参加希望票(様式1-2)」を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、令和8年3月13日(金)午後5時までに、電子メール(ファイル添付)にて提出すること。

なお、メール件名には「現地見学会に関する申込(会社名)」と明記し、送付後、申込先へ電話にて受信の確認を行うこと。

参加申込書のファイル形式はエクセルとする。申込は IX 5 に示す「募集要項等に関する問合せ先」に行うこと。

7 現地見学当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守のうえ、現地に集合すること。なお、集合場所は、学校から特段の指示のない場合は校舎玄関とする。
- ・ 乗用車で来校する場合、指定された場所に駐車すること。
- ・ 同一企業から複数名参加する場合は、可能な限り同乗して移動すること。
- ・ 学校敷地内は全面禁煙である。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・ 見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示すること。
- ・ 見学時に必要なものは各自用意すること（資料、上履き等）。原則、室内は土足厳禁となっている。
- ・ 見学にあたって市又は学校教職員等から指示があった場合は、それに従うこと。
- ・ 現地見学会における写真撮影は可能とするが、児童生徒や学校教職員等を含む撮影は禁止する。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、それに従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外の使用は不可とする。
- ・ 当日、授業、クラブ活動、留守家庭児童育成クラブ等により体育館等で活動している場合がある。
- ・ 資料は配布しないため、本市ホームページに掲載している募集要項等を持参すること。
- ・ 質疑等の時間は設けない。また、学校教職員等にも質疑等を行うことを禁止する。なお、現地見学による質問等がある場合には、別途、「募集要項等に関する質問書（第1回）（様式1-3）」に記入し、募集要項等に関する質問の受付期間に提出すること。